

議案第 5 5 号

**愛知郡広域行政組合の共同処理する事務の変更及び愛知郡
広域行政組合同規約の変更につき議決を求めることについて**

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、愛知郡広域行政組合の共同処理する事務の変更及び愛知郡広域行政組合同規約を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第 2 9 0 条の規定により、市議会の議決を求める。

平成 3 0 年 6 月 1 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

愛知郡広域行政組合同規約の一部を変更する規約

愛知郡広域行政組合同規約（昭和50年滋賀県指令地第426号）の一部を次のよう
に変更する。

第3条第3号を次のように改める。

(3) 旧愛知郡広域斎場に係る財産処分に関する事務

附 則

この規約は、平成30年12月6日から施行する。